

(法第28条第1項関係様式例) **※事業報告書等提出用【定款に「その他の事業」がある場合】**

〇〇年度 活動計算書

会計年度：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

(法人の名称：)

※科目、数値は例示で、太字は計算行です。

(単位：円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業 <small>(特定非営利活動以外の事業)</small>	合 計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	200,000		200,000
〇〇〇	100,000		100,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	200,000		200,000
施設等受入評価益	100,000		100,000
〇〇〇	50,000		50,000
3 受取助成金等			
受取民間助成金	100,000		100,000
〇〇〇	100,000		100,000
4 事業収益			
〇〇事業収益	500,000		500,000
〇〇事業収益	10,000		10,000
〇〇事業収益		100,000	100,000
5 その他収益			
受取利息	10,000		10,000
雑収益	5,000		5,000
〇〇〇	2,000		2,000
経常収益 計	1,377,000	100,000	1,477,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	500,000	50,000	550,000
法定福利費	100,000	10,000	110,000
退職給付費用	100,000		100,000
福利厚生費	50,000	5,000	55,000
〇〇〇	50,000		50,000
人件費 計	800,000	65,000	865,000
(2) その他経費			
会議費	20,000		20,000
旅費交通費	20,000	10,000	30,000
施設等評価費用	10,000		10,000
減価償却費	5,000		5,000
支払利息	5,000		5,000
〇〇〇	2,000	5,000	7,000
その他経費 計	62,000	15,000	77,000
事業費 計	① 862,000	③ 80,000	942,000

2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	100,000		100,000
給料手当	100,000		100,000
法定福利費	20,000		20,000
退職給付費用	20,000		20,000
福利厚生費	10,000		10,000
〇〇〇	10,000		10,000
人件費 計	260,000	0	260,000
(2) その他経費			
会議費	10,000		10,000
旅費交通費	10,000		10,000
減価償却費	2,000		2,000
支払利息	1,000		1,000
〇〇〇	1,000		1,000
その他経費 計	24,000	0	24,000
管理費 計	② 284,000	④ 0	284,000
経常費用 計	1,146,000	80,000	1,226,000
当期経常増減額	231,000	⑤ 20,000	251,000
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益			
〇〇売却代金	100,000		100,000
〇〇〇	10,000		10,000
経常外収益計	110,000	0	110,000
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
〇〇年度損益修正損	10,000		10,000
〇〇〇	2,000		2,000
経常外費用計	12,000	0	12,000
当期経常外増減額	98,000	0	98,000
経理区分振替額	20,000	⑥ △20,000	0
税引前当期正味財産増減額	349,000	0	349,000
法人税、住民税及び事業税			50,000
当期正味財産増減額			299,000
前期繰越正味財産額			251,000
次期繰越正味財産額			550,000

(記載上の注意事項) ※この事項は、提出する様式に記載する必要はありません。

- 平成24年度に改正施行された特定非営利活動促進法に伴う定款変更が済んでいない法人が、この様式を使う場合は、欄外に「当法人の『収支計算書』については、『活動計算書』と表記しています。」の記載が必要です。
- 活動計算書には、借入金等の資金収支は含まれません。
- 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」といいます。）第2条第2項において、「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を主たる目的として設立された法人であると定義されておりますので、例示の①の額が②、③及び④の額より多くなっている必要があります。
 なお、事業費と管理費の区分は、法人税法上の収益事業と非収益事業の区分とは異なりますのでご注意ください。
- 法第5条において、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、「その他の事業」を行うことができるとされ、利益が生じたときは、特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならないことになっておりますので、⑤はプラスでなければなりませんし、⑥で特定非営利活動に係る事業に振り替える必要があります。
- 「次期繰越正味財産額」は、貸借対照表の「正味財産合計」と財産目録の「正味財産」と一致しなければなりませんので、必ず確認してください。